

# 新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務委託

## 仕 様 書

平成29年7月

下北地域広域行政事務組合

## 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1. 業務の目的

本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業として下北地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が整備を予定している「エネルギー回収推進施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」で構成される新ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関し、施設整備基本計画を策定することを目的とする。あわせて、民間事業者の資金とノウハウを活用し効率的かつ効果的な手法等、新ごみ処理施設の整備及び運営事業に最適な事業方式を選定する調査を実施するものとする。（新ごみ処理施設建設に伴う付帯施設の検討を含む）

#### 2. 業務範囲

##### ①施設整備基本計画業務

ア エネルギー回収推進施設

イ マテリアルリサイクル推進施設

##### ②事業化方式選定調査（付帯施設の検討を含む）

#### 3. 業務期間

契約締結の翌日から平成30年3月23日までとする。

### 第2節 共通仕様

#### 1. 仕様書の適用

受注者は、本仕様書に従って業務を実施しなければならない。ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上、必要と思われるものについては、発注者と受注者との協議のうえ受注者の責任において実施するものとする。

#### 2. 秘密の保持・中立性の遵守

本調査から得られる情報、調査、検討の結果等、本調査に関わる事項を本組合の許可なく公表もしくは第三者に知らせてはならない。また、受注者は中立性を遵守し業務を遂行しなければならない。

### 3. 提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたって、本組合の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

着手時

- ① 業務委託着手届
- ② 工程表
- ③ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の届  
(経歴書及び資格証明の写し)

- ④ その他必要な書類

完了時

- ① 業務委託完了届
- ② 成果納品書
- ③ 業務委託引渡書
- ④ その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

### 4. 成果品の審査

受注者は、業務完了時に本組合の成果品審査を受けなければならない。成果品の審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。なお、納品後であっても、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 5. 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

- ① 受注者は、管理技術者、照査技術者をそれぞれ1名配置することとし、発注者へ届け出るものとする。
- ② 照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。
- ③ 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門-衛生工学または衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有し、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。また、平成19年度以降に受託した地方公共団体が発注する一般廃棄物の焼却施設（70t/日以上、ストーカ方式）の施設整備基本計画策定及び事業化選定調査業務の経験を有すること。
- ④ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門-衛生工学または衛生工学部門（廃棄物関係））又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有し、業務全

般にわたり技術的照査を行わなければならない。また、平成19年度以降に受託した地方公共団体が発注する一般廃棄物の焼却施設（70t/日以上、ストーカ方式）の施設整備基本計画策定及び事業化選定調査業務の経験を有すること。

- ⑤ 受注者は、業務の進捗をはかるため、業務に精通した担当技術者と業務を遂行するための十分な技術者等を配置しなければならない。

## 6. 資料の貸与

本業務に必要な既計画・設計図書等資料を所定の手続きによって受注者に貸与する。ただし、受注者は資料のリストを本組合へ提出するとともに、業務完了時まで資料を返却しなければならない。

- ① 下北地域一般廃棄物処理基本構想策定業務報告書（平成27年3月）
- ② 下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（平成28年3月）
- ③ 新焼却施設に係る土地利用計画（平成28年10月）
- ④ 下北地域循環型社会形成推進地域計画（平成28年12月変更）

## 7. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

## 8. 打合せ議事録

受注者は、打合せおよび協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を本組合に提出し、承認を受けなければならない。

## 9. 疑義の解釈

本仕様書に定めた事項について疑義を生じた場合、または定めのない事項は、発注者、受注者の双方で協議のうえこれを定めるものとする。

## 10. 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部かつ業務の主要な部分を除き、予め本組合の文書による承諾を得た場合はこの限りではない。

## 1 1. 帰属

成果品及び作業工程において、作成された資料等に対する一切の権利は、本組合に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載は、本組合の承諾を必要とするものとする。

## 1 2. 雑則

本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然必要と認められる事項は受注者の責任において実施するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1節 施設整備基本計画業務

#### 1. 基本事項の整理

##### ①建設目的

効率性、経済性等の観点から、施設の必要性・目的について確認すること。

##### ②建設場所

当該建設予定地及びその周辺について、既存資料の収集・解析を行い、整理すること。

##### ③ユーティリティ条件

以下のユーティリティの取り合い、引き込み位置、放流位置等について調査すること。

- ・ 給排水
- ・ ガス（種類の検討、供給可能量を含む）
- ・ 電気（受電電圧、受電可能電力等を含む）
- ・ 電話、インターネット回線

#### 2. 施設規模・処理方式の設定

##### ①処理対象ごみ

新ごみ処理施設における処理対象ごみを設定すること。

##### ②施設規模

1日あたりの処理量を算定し、施設規模を算出すること。

##### ③処理方式

エネルギー回収推進施設の処理方式はストーカ方式とする。なお、処理技術の高度化、最新技術動向や研究開発状況を踏まえて、本組合の実情

に見合った処理方式とすること。

また、マテリアルリサイクル推進施設の処理方式についても同様とする。

### 3. 関係法令の整理

廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音防止法、振動防止法、環境基本法、環境影響評価法、各種リサイクル関連法、自然環境保護に関する条例等、新ごみ処理施設の建設に際して遵守すべき、各種関係法令、技術基準、規格等を整理すること。

### 4. 公害防止基準の設定

当該候補地に新ごみ処理施設を設置するにあたって、各種公害防止の目標値について検討を行うこと。

- ・排ガス排出目標値
- ・排水放流目標値
- ・悪臭防止目標値
- ・騒音防止目標値
- ・振動防止目標値
- ・その他必要な公害防止目標値

### 5. 施設全体計画

#### ①設計基本条件

周辺環境との調和、基本コンセプト、公害防止、将来計画、安定運転、省力化（自動化の程度）、当組合から発生する助燃剤・し渣（以下「助燃剤」とする。）の処分方法等、プラント及び付帯施設の基本的な考え方について検討すること。

#### ②プラント計画

プラントの基本仕様となる以下の内容について検討すること。

- ・炉の系列数
- ・基本処理フロー
- ・プラント設備計画 等

#### ③土木・建築計画

土木・建築の施設の意匠、デザイン、居室の種類、用途、見学者への配慮、構造計画、諸室平面計画等の基本方針を検討すること。また、併せて造成計画についても検討すること。

#### ④工場運営計画

- ・工場運転条件

工場運転・補修条件、工場運営組織（直営、委託、人員数等）について検討すること。

- ・ごみ搬入条件  
処理対象ごみの種類、搬入量、搬入方法、搬入頻度、搬入経路、使用車両の形式及び台数等について調査すること。
- ・焼却残渣等の取扱条件  
焼却残渣、飛灰、汚泥等の取扱いについて検討すること。
- ・その他車両条件  
各種薬品等の搬入、焼却残渣の搬出等、各種車両の搬入出形態について検討すること。

#### ⑤施設配置計画

施設配置に関しては、以下を踏まえ検討すること。

- ・建物配置  
主要な建屋の配置計画を行うこと。敷地形状、外部道路からのとりつき、構内動線計画、各建屋の連携、副生成物の保管庫等も考慮して検討を行うこと。
  - ・工場棟
  - ・管理棟（工場棟と一体にする場合もある）
  - ・計量棟
  - ・煙突（工場棟と一体にする場合もある）
  - ・各種付帯施設（危険物貯蔵庫、ストックヤード、洗車場、車両車庫、防災調整池、環境啓発施設等）
- ・車両動線計画  
収集運搬車両、直接搬入車両、助燃剤搬入車両、焼却残渣等の搬出車両、薬品等の搬入車両、管理職員や見学者の動線、メンテナンス用の動線、消防車の動線等を考慮して構内道路の配置を計画すること。
- ・外構計画
  - ・構内道路計画
  - ・駐車場計画
  - ・門扉及び囲障
  - ・構内植栽計画

#### 6. 建設スケジュール

契約までに必要な許認可申請、各種調査等を含め、本計画完了後から竣工引渡までの全体工程を検討すること。なお、供用開始は平成35年度とする。

## 第2節 事業化方式選定調査

### 1. 事業スキームの検討

#### ①事業範囲の設定

本事業の事業内容のうち、民間事業者に委ねることにより、民間事業者の資金とノウハウを活用できると考えられる事業範囲について検討し、設定すること。また、リスク分担についても設定すること。

#### ②事業期間の設定

維持管理の考え方や本施設の需要等を踏まえながら、①で設定した事業について実施する場合の事業期間を設定すること。

#### ③事業方式の検討

本施設の所有権のあり方等を検討した上で、①及び②で設定した事業として実施する場合の事業方式について検討すること。

#### ④事業形態の検討

本施設の事業内容等から、③で検討した事業として実施する場合の事業形態（サービス購入型、独立採算型等）について検討すること。

### 2. VFMの検討

#### ①概算事業費の算定

本事業の実施にあたり、必要となる概算事業費（設計費、建設費、維持管理・運営費、調査費等）を算定すること。

#### ②従来方式の場合の事業費の算定

①で算定した事業費をもとに、1. ②において設定した事業期間を通して必要となる事業費を算定すること。

#### ③1. ③で検討した方式等の場合の事業費の算定

①で算定した事業費をもとに、1. ③で検討した方式等について事業者が実施した場合に事業期間を通して必要となる事業費を算定すること。

#### ④VFMの確認

②及び③を現在価値に換算した公共財政負担額を比較することにより、VFMを確認すること。

### 3. 市場調査の実施

#### ①調査票の作成

上記1. から2. の検討結果をもとに、民間事業者の資金とノウハウを活用し効率的かつ効果的な手法、方式等により本事業を実施した場合の事業概要書を作成するとともに、民間事業者の本事業者への関心度を事前に把握するための調査票を作成すること。



## ②調査結果の取りまとめ

①で作成した調査票をもとに、民間事業者を対象にアンケート調査を行い、その結果を取りまとめること。また、必要に応じて、ヒアリング調査を実施すること。

## 4. 事業化方式選定の適正評価

### ①事業スキーム等の確認・適正判断

3. の調査結果を踏まえ、必要であれば、本事業の事業スキーム等に反映、見直し等を行うこと。その後、上記1. から3. の検討結果から、本事業における事業化方式を選定し、適性を判断すること。

### ②課題等の抽出

①において、本事業で選定された事業化方式を実施することが適当であると判断される場合には、今後考えられる課題等について整理するとともに、事業化に向けたスケジュールの作成等を行うこと。

## 第3章 成果品

1) 新ごみ処理施設整備基本計画報告書	20部
2) 新ごみ処理施設整備基本計画報告書(概要版)	50部
3) 新ごみ処理施設事業化方式選定報告書	20部
4) 新ごみ処理施設事業化方式選定報告書(概要版)	50部
5) 打合せ記録簿	1部
6) その他必要な書類及び電子データ	1式

※電子データはCD-ROM又はDVD-ROMで提出。原稿についてはワード及びエクセル等で作成された編集可能なものとPDFでの提出とする。図面はCADデータとしてJWとPDFでの提出とする。

以上